

令和 8 年第 1 回砂川市議会定例会
第 2 予算審査特別委員会

令和 8 年 3 月 1 7 日（火曜日）第 1 号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 1 3 号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 1 4 号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 1 5 号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第 1 6 号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について

議案第 1 8 号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 9 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 0 号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 1 号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 3 号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 4 号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 5 号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 6 号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について

議案第 7 号 令和 8 年度砂川市一般会計予算

議案第 8 号 令和 8 年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9 号 令和 8 年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第 1 0 号 令和 8 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 1 1 号 令和 8 年度砂川市下水道事業会計予算

議案第 1 2 号 令和 8 年度砂川市病院事業会計予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 水 島 美喜子 君
委員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
鈴 木 伸 之 君
武 田 真 君
小 黒 弘 君

副委員長 辻 勲 君
委員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
(議長 多比良 和 伸)

○欠席委員（0名）

○ 第2予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長 板 垣 喬 博
砂 川 市 監 査 委 員 中 村 一 久

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 井 上 守
総 務 部 長 三 橋 真 樹
兼 会 計 管 理 者
総 務 部 審 議 監 安 原 雄 二
総 務 課 長 岩 間 賢 一 郎
市 長 公 室 課 長 遠 藤 和 也
政 策 調 整 課 長 安 武 学
D X 推 進 課 長 渡 部 秀 樹
会 計 課 長 谷 口 昭 博
市 民 部 長 堀 田 一 茂
市 民 生 活 課 長 伊 藤 修 一
税 務 課 長 齊 藤 史 憲
保 健 福 祉 部 長 嶋 山 秀 樹
社 会 福 祉 課 長 谷 地 雄 樹
子 育 て 支 援 課 長 作 田 哲 也
兼 子 ども 家 庭 セ ン タ ー 所 長
介 護 福 祉 課 長 齊 藤 亜 希 子
ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長 佐 藤 哲 朗

子ども通園センター所長	東海林	義孝
経済部長	野田	勉
商工労働観光課長	阿部	範明
商工労働観光課副審議監	櫻田	哲也
農政課長	奥山	雅喜
建設部長	斉藤	隆史
土木課長	中本	和幸
都市計画課長	馬場	修二
建築住宅課長	岡	康裕
病院事務局局長 兼附属看護専門学校事務管理者	朝日	紀博
病院事務局次長 兼医師診療支援室副審議監 兼附属看護専門学校副審議監	為国	泰朗
病院事務局審議監 兼管理課長	倉島	久徳
管理課副審議監	和田	忠成
経営企画課長	堀下	直樹
経営企画課副審議監	阿部	雅和
医事課長	川端	祥子
地域医療連携センター副センター長 兼がん相談支援センター副センター長	大坂	衣里
教育研修センター副センター長	森田	康晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教育次長	玉川	晴久
指導参事	神島	亘基
教育委員会技監	徳永	敏宏
学務課長	早川	浩司
学校再編課長	篠崎	強
社会教育課長 兼公民館長	名久井	淳
スポーツ振興課長	小島	武史
図書館長	工藤	雅子
学校給食センター所長	上山	哲広

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監査事務局長	下道	くみ子
--------	----	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	三	橋	真	樹
選挙管理委員会事務局次長	岩	間	賢	一 郎

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長	野	田		勉
農業委員会事務局次長	奥	山	雅	喜

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	安	武	浩	美
事 務 局 次 長	越	智	朱	美
事 務 局 係 長	野	荒	邦	広
事 務 局 係 長	佐	々	木	健 児

開会 午後 0時55分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから第2予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

第2予算審査特別委員長には水島美喜子委員、同副委員長には辻勲委員を指名します。

休憩 午後 0時56分

〔委員長 水島美喜子君 着席〕

再開 午後 0時58分

◎開議宣告

○委員長 水島美喜子君 直ちに議事に入ります。

○委員長 水島美喜子君 本委員会に付託されました議案第13号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第14号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第15号

砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第16号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について、議案第18号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号

砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について、議案第7号 令和8年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和8年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和8年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和8年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和8年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和8年度砂川市病院事業会計予算の18件を一括議題といたします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を

行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて継続費、債務負担行為、地方債及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第13号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

武田委員。

○武田 真委員 それでは、議案第15号、砂川市犯罪被害者等支援条例について伺います。

まず、本条例の制定により見舞金が定められたところでありますけれども、この積算の根拠を伺いたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 見舞金の根拠というところでございますが、この犯罪被害者等支援条例、支援に関する特化条例ですけれども、こちらを先行して道内市町村で制定されている状況、道内では94団体が令和7年4月1日現在で条例を制定しているというところでございます。その中で、この見舞金の制度を持っている自治体が多いんですけれども、この中での条例の金額の設定というところで遺族に対する見舞金が30万円、重傷病に対する見舞金が10万円ということで、全道全ての自治体がこの金額の設定となっているところで、これが根拠ということでございます。

○委員長 水島美喜子君 武田委員。

○武田 真委員 見舞金のことについては分かりました。

被害に遭われた方がこうした制度を使えるようにやはり市民の周知が大事だと思うんですけれども、それをどのように進めていくか伺います。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 市民への周知というところでは広報すながわへ犯罪被害者等支援条例の制定ということを掲載する、また市ホームページでも同様、条例の制定、見舞金の制度などについてご案内をする、また犯罪被害者の方と直接接するのはほぼ警察のほうに関わる部分が多いということで、警察にも砂川市で条例制定ということをお伝えし、もし対象となられる方がいればしっかりとお伝えいただくということで改めてお願いをするという想定をしております。

○委員長 水島美喜子君 武田委員。

○武田 真委員 窓口、周知の方法は分かりました。

そこでなんですけれども、見舞金というのはあくまでも初動の支援かと思うんですけれども、その後の相談等も当市も当然窓口にもなっていくと思うんですが、その窓口の専門性向上であったり、そうした関係機関との連携等、今後どのように構築されていくのか伺いたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 見舞金の交付、それから犯罪被害者に対するその他の支援というところで、窓口は市民生活課の生活交通係で申請、それからその後被害者の方との支援の対応ということはする想定でおります。しかしながら、専門性をというところはなかなか難しいというところでもあります。当然砂川市の庁内でいろいろ支援を求められる内容によってはしっかりと連携をしながら、そのいただいたお話を担当にしっかりと引き継ぎながら対応してもらうことを想定しておりますし、その人材というところは国ではいろいろ、ワンストップを進めるという形でいろいろ情報が流され、また市町村に求められると

ころですが、砂川市の規模であればその対応はなかなか難しいというところ、それから犯罪被害者の方によって、それは年齢だとか家族構成、置かれた状況によって求める支援内容というのは本当に千差万別になるということなので、なかなか一括した形での対応というのは難しいですが、関係機関にしっかりとその支援を求める内容をつなぎながら、対応していただくというところはやっけていくと想定しております。

○委員長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議案第18号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

山下委員。

○山下克己委員 私からちょっと質問させていただきます。

今回の改正理由として事務事業量に見合った人員配置ということなんですけれども、この定数条例の改正については3年連続で出てきているのかなと思うんですけれども、今回はどのような状況で職員の増ということになったんでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 今回定数を3人増員する理由ですけれども、1つとしては経済部の農政課の関係なんですけれども、新年度予算の提案説明でも触れておりましたけれども、農業基盤整備事業を進めるに当たって令和8年度から新たに地籍調査の事務を予定しているというところ、あともう一つとしては保健福祉部の子育て支援の関係ですけれども、令和8年度から新たにこども誰でも通園制度を実施すると、さらに保育園の定員拡充といったことも踏まえて、こちらはこれまでに引き続き保育職場の体制強化を図ることが必要だということです。当然今後の事務事業量に見合った人員配置、機構を見据えた中で職員採用を行ってまいりますけれども、特に保育士については今回複数人の採用の実現がかなうというところで新年度の実際の職員数が現行の職員の定数を上回るということが想定されるため、今回条例改正を提案させていただいたというところでございます。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 これまでもこの3年間、割と保育士とかの増員も多かったのかなとは思いますが、保育士に関しては、例えば会計年度任用職員等が今も結構いるとは思いますが、そういう方の対応を考えなかったのかという点ですね。

あと、農政については今回新たな事業ということなんですけれども、今DX化とかいろいろ進めている中で、なかなか進めても人が減らないという話はよく聞かれますけれども、そういう状況の中で、仕事が増えたからどうしても増やさなければならないという状況が発生するものなのか、他の方法、職員増をしないで何とかやる方法はなかったのか、その辺の検討の状況についてお伺いいたします。

○委員長 水島美喜子君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 私たちも当然その都度、行き当たりばったり職員を採用するというのではなくて、いかに適正な人数で組織を維持していくかということで、最低限

必要な職員数でやっていくというところは基本に考えております。もちろん事務の改善というところで職員の数の軽減が図れるという部分も見越しながら、あと保育所の関係、今お話がありましたけれども、これはここ数年なんですけれども、会計年度任用職員での募集になかなか応募数が、必要な数が確保できないけれども、正職員で募集をかけると応募してくれる方がいるという状況も踏まえて、やはり保育職場の体制を維持していく、さらに新しい事業も予定している中で強化していくというところでは、まず職員の増員というところも含めて今回定数を増やさせていただいたというところでございます。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 いろいろな状況を考えながらということだとは思いますが、例えば保育士に関しては、新たな採用は恐らく新卒者とかが多いとは思いますが、そういう方がどんどん増えていくと将来的なバランスだとか、そういうものもいろいろ問題が出てくるのかなと思うんですけれども、その辺、先ほどいろいろ考えてということなんですけれども、中長期的に人員配置についてしっかり考えた上ということで今回の人員増ということも考えているということによろしいのか改めて確認したいと思います。

○委員長 水島美喜子君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 委員さんがおっしゃられるように、中長期的な視点で組織運営を考えていかなければいけないというところの認識は私どもも当然持っております。ただ、現状としてそういう計画的なものはつくっていませんけれども、そういった部分は近年の目まぐるしく社会情勢が変わっていったりですとか、行政需要も毎年のように変動していくということを踏まえると、やはりその時々課題を見ながら柔軟に人員を配置していくということが効率的に組織運営していくということにつながっていくのかなと思っています。ただ、先ほども言いましたように、中長期的な視点というのは当然持った中で、その年の職員採用を計画する中ではそういった視点も踏まえた中で、もちろん総合計画等も踏まえて、今後の事業内容とかも踏まえた中で試験の実施に向かって実施しているというところですので、ご理解をいただければと思います。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 今ほどそれぞれの課題に合わせて人員配置も必要だという話だったかとは思いますが、そうなる、いろいろなもろもろの課題が出てくるたびに人を増やすということではないとは思いますが、状況によってはかなりの採用をしなければならないとかという状況に陥ることもあるかとは思いますが、その辺はやはり全体的な中長期的な考えを持ってしっかり取り組んでいただきたいなど、検討していただきたいなと思います。

以上です。

○委員長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

小黒委員。

○小黒 弘委員 条例の表の関係なんですけれども、表の書き方なんですけれども、これ1条と2条があって、それで1条については農業委員会だよ。それで、これ5ページになるんですね、第2条の関係で、現行のところで農業委員会委員、これ月額と年額になっているんです。その前の1条で年額が加わるというのは分かるんですけれども、2条でもう既に現行で年額が農業委員の中に入っているというのは、まだ僕ら決めていない間の現行となってしまうんですが、ここのところはどう解釈したらいいんですか。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 こちらの質問いただいた件につきましては、まず第1条につきましては附則の第2でうたっているんですけれども、農業委員の報酬に関する改正については令和7年4月1日から適用するというようにさせていただいております。2つ目の鳥獣被害対策実施隊員の報酬の見直しについては令和8年4月1日から施行するというように附則の1番目に書いておりますけれども、そのような時系列もありましてこのような提案内容とさせていただいているところでございます。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 ということは、2条の現行というのはもう既に……ただ、今決める話ですよ、年額で。現行というのは今既にあるという意味ですよ。確かに附則では令和7年からということになるんだろうけれども、その前後関係としてはまだ私たちがよしと言っていないものも既に現行として書き込まれているというのはどう解釈、それこそ考えればいいんだろうと思っているんですけれども。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 今回の条例の提案の仕方であろうと思うんですけれども、まず今回は第1条と第2条について提案させていただいております。第1条については令和7年4月1日に遡って農業委員の報酬を改正させていただきたいという提案、それと令和

8年4月1日ですか、来年度4月1日から改めて鳥獣被害対策実施隊員の報酬について改正させていただきたいという提案をセットでさせていただいておりますので、このような表記をさせていただいております。

○委員長 水島美喜子君 小黑委員。

○小黑 弘委員 別に問題ないんですね。問題ないならもうそれでいいんだけど、結局は1条、2条の関係であるので、最終的な別表は1つになっていくんですね。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 委員さんおっしゃるとおりでございます。

○委員長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、質問したいと思います。

議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、この事業内容ということで提出されておりますが、どのような形で行っていくかについて伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 子育て支援センターの事業内容ということだと思いますけれども、大きく4点に分かれてございます。まず、第1点目としましてはこれまでの子育て支援センターの事業となります。未就学児の親子を対象に、乳幼児、保護者同士の交流の場の提供ですとか育児に関する相談対応、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供等を実施いたします。2点目といたしましては、ファミリーサポートセンター事業の、これまでも同様なんですけれども、ファミリーサポートセンター事業の調整を担うものとなります。3点目につきましては、令和8年度より全国において本格実施されます乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度になります。4点目につきましては、これまでの地域交流センターゆうの利用に合わせ、小学生以下を対象に多目的ルームや図書兼交流室を開放して利用していただくものであり、地域交流センターゆうのボランティアと連携を図りながら進めるものとなっております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 事業内容については分かりました。その事業内容、ゆうで行うということなんですけれども、どのような形で行っていくんでしょうか。一つのお部屋で一斉に行っていくんでしょうか、日にちを変えたり、そういうことをするんでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 移転後の部屋の使い方、事業内容ということですが、8年度以降の部屋の使い方、地域交流センターゆうの2階の子どもゾーンの部分になりますけれども、現在の児童プレイルームにつきましてはプレイルームと名称を変更し、事業内容でいいますとこれまでの子育て支援センターの事業とファミリーサポートセンター事業の調整などを行うものとしております。また、現在の幼児プレイルームにつきましては多目的ルームとしてこども誰でも通園制度や児童開放事業を行うものとなります。児童開放事業については、地域交流センターゆうのボランティアと連携を図り、ボランティアによる見守りが可能な日に図書兼交流室及び多目的ルームを土曜、日曜日も含め開放する予定としております。また、こども誰でも通園制度の実施については児童開放事業と同時に行う予定としております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 誰でも通園制度というお話がありましたけれども、この誰でも通園制度というのは保育園やこども園等でも行われる事業であるかと思うんですけれども、ほかの自治体ではそういった場合もあるんですが、今回砂川市は子育て支援センターで行うというお話です。どのような経緯でこのような形になったんでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 こども誰でも通園制度の実施方法といたしましては、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の2つの方法があります。余裕活用型は保育所など定員に余裕がある場合にそこで事業を実施するものとなっております、一般型はそれ以外ということになります、当市においては保育所の定員に余裕がないことから一般型とし、実施場所については国の基準でも示されている子育て支援センターで行うため、準備を進めていたところでございます。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 人数的にもいっばいということでも子育て支援センターで行うということに決定したようですけれども、支援センターで行うということは保護者の方々にとっても子供たちの人数も少ないですし、安心できる、そして保育士にとっても、やはり保育園で行うと結構いろいろ大変で、働きやすいのかなと思います。そして、事故やトラブルについても一定程度回避できるのかなと思うわけです。保育所と別にしたことは本当に評価に値することだと思います。

それで、誰でも通園制度についてなんですけれども、ということになりますと申請等についても子育て支援センターで行うということなんですか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 こども誰でも通園制度の申請内容等も含めた事業内容ということでご説明させていただきますけれども、4月から実施いたしますこども誰でも通園制度の利用については、手続ですとか予約の関係は全てこども家庭庁が運営をするこども誰でも通園制度総合支援システムというシステムにスマホ等からアクセスをし、手続を行っていただくこととなります。まず、利用者は利用登録の申請として保護者ですとかお子さんの情報を入力していただき、それを市が確認の後、認定をします。その後子育て支援センターと面談を実施し、お子さんの状況などを確認させていただき、その後利用希望の時間の予約をしていただき、利用となります。面談の予約ですとか利用希望の予約も全てシステムからとなります。こども誰でも通園制度の利用につきましては月10時間までを利用の限度とし、利用される定員については1時間当たり最大8人までとし、その8人の内訳といたしましては6か月以降のゼロ歳児が2人、1歳児が3人、2歳児が3人となります。利用していただく時間帯といたしましては平日の午前9時から12時、午後につきましては2時から5時までの時間帯となり、食事の提供はいたしません。1時間当たりの利用料、ご負担いただく金額は300円とする予定でございます。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 今のお話によりますとゼロ歳児が2名、1歳児が3名というところで結構低年齢の方が重なってしまった場合、保育士が足りなくなるということもあるかと思うんですけれども、そういった場合はどのような対応になるんでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 誰でも通園制度を担当する保育士、1人専任の保育士を配置して運営をしていきたいと考えております。ただ、預かるお子さんの人数によっては1人では賄い切れない部分もございますので、子育て支援センターの事業としてやるものですから、既存の子育て支援センターの職員の手を借りながら運営していきたいと考えております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 先ほどのような形で伺ったところで、場所がプレイルームでボランティアの方と一緒にというような誰でも通園が行われるというお話がありました。そのときにボランティアの方、そして保護者の方と子供たちが巻き込まれて例えば事故が起こった場合、補償はどのような形になるのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 同時に事業を実施する場合は、児童開放事業につきましては地域交流センターのボランティアさんですとか、あと児童の保護者の方がいらっしゃいますし、こども誰でも通園制度には保育士が必ず見守りながら事故が発生しないように事業を行ってまいります。万が一そのような状態があった場合、保険対応ということになった場合は全国市長会の市民総合賠償補償保険制度での対応というものもございますし、こども誰でも通園制度においては別途保険をかける予定としておりますので、そちらでの対応となるものと考えております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 ということになりますと、先ほどからも伝えましたが、ボランティアの方、そして保護者の方も対象になるという理解でよかったですでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 おっしゃるとおりでございます。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 これは初めての試みで、全国的にもどうなるんだろうという不安を抱えている保護者の方、そして保育士の方はたくさんいます。それで、やはり事故等ないように臨機応変に、お部屋をどうするとか、どこをお散歩に行くとか、その都度見直して対応していただきたいと思います。

以上です。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 子育て支援センターの関係なんですけれども、ゆうの2階をほとんど使うということになるんですけれども、今のお話も聞いていて、ゆうの2階というのは駅側の2階の出入口は自由通路とつながっているんです。それで、扉が別にあるわけではなくて自由に出入りできてしまうんです。それで、小さい子供とはいえ、その辺の管理、それ

から2階から柵があって、その下はまさに1階の交流スペースになるので、コンクリートです、下は。相当危なっかしいところで子育て支援センターが行われるなど思うんですけども、そこは大丈夫なんですか。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 これまでの子育て支援センターの事業につきましては親子連れの方が交流の場として集っていただくという部分なんですけれども、そこは先ほどもちょっと説明をさせていただきましたけれども、現在の児童プレイルーム、四角い部屋のところになるんですけれども、そちらでしっかりと中に入り込んでいただいて、そこで活動していただくということになりますので、もちろんその出入りをするまではきちんと親御さんがサポートしていただけるということになりますので、そこら辺は大丈夫だと考えております。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 ただ、これまでのすずらん団地のところにある子育て支援センターとは全く違う状況になると思うんです。一般の方々も自由にその近くまでは来られるところですから、今までのところはきちんと建物が別棟になっているわけですから、それこそ自由通路からしゅっと入っていけばこの子育て支援センターに入れてしまうんです。だから、ここまで子供たちをしっかりと預かっていくんだとすれば相当なことをしていかないと非常に危険だと思うんです。その辺本当に大丈夫ですか。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 実際に中に入り込んでしまえば、出入口が2か所ほどあるんですけれども、活動が始まる際には例えば施錠するですとか、自由に出入りができない、自由にといいか、外に不用意に出られない形で、職員も常駐しておりますし、その部分については対応してまいりたいと考えております。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 どこを施錠するんですか。それぞれのプレイルームだとか、今の状態でいくと小さい子の遊ぶところ、図書スペースは全く施錠するところがないし、今でも靴は脱いで上がる状況になっているんですけれども、それこそ施錠するドアもないし、げた箱があってという状態ですから、一般の人が来て何かされるのはもっと嫌ですよと思うんですけれども、どんな人が来るか分からない状態ですよ。だから、そこにドアでもつけるのならまだしも、つけないんでしょう。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 特別ドアを追加するですとか、そういった部分は予定しておりません。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 これは危ないなと思うんです。今までの部屋としてはそれこそ地域交流

センターゆうで小さい子供から小学生までの子供たちが自由に遊べる設計にしていますから、だから外から入ってきても全然構わないんです。ただ、今後の子育て支援センターというのはそういう機能をなくそうとしているものだと思うんです。だとすれば、もっとやはり大規模に、今回予算もちょっと入っているようなんですけれども、やらないと、本当に誰が入ってくるか分からないという状態の中で子供たちを見ていくということの危なさはもうちょっと意識されたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、そこは出入口を塞ぐということだっでできないことはないんじゃないんですか。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 すみません。先ほどもちょっと説明をさせていただいたんですけれども、これまでの子育て支援センターとして利用する部分については利用時間帯になりましたら施錠等をして部屋で活動をしてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 じゃあ、子育て支援センターの施設としての場所というのはどこなんですか。2階全体じゃないということですか。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 子育て支援センターとしては2階全体という形で事業をするんですけれども、これまでの親子が集う、いわゆる今まで子育て支援センターとしてやっていたものとしては現在の児童プレイルームで実施をいたしますので、ある程度お母さん方が集まりましたら出入りができない形で、施錠することは考えたいと思っております。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 となったら、今図書のあるところとかもう一つ向こうの児童プレイルーム、そこはもう使わないということですか。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 その部分につきましては児童開放事業という形で、これまでのゆうで行っている親子連れの方ですとか、小学生の方ですとか、自由に使っていただいておりますので、そういった部分で使うということと、あとは誰でも通園制度、状況に応じて今の幼児プレイルームを使うですとか、状況に応じてはまた児童プレイルームを使うですとかということ考えているところでございます。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 これは条例を見てもよく分かりづらいんですけれども、子育て支援センターが2階全体を使うと思ったんです。というのは、地域交流センター条例の一部改正の中で幼児プレイルーム、児童プレイルーム、ミーティングルーム及び図書兼交流室の関係がゆうの指定管理から私は外れる気がするんですけれども、これは違うんですか。

- 委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 作田哲也君 施設としては地域交流センターゆうのまま、いわゆる間借りをする状態で支援センターの事業を行っていくという形になります。
- 委員長 水島美喜子君 小黒委員。
- 小黒 弘委員 じゃあ、責任関係、指定管理からその2階の部分が外れるわけじゃなくて、子育て支援センターはどういう位置になるんですか。つまりゆうにその部分を借りるという意味になっていくんですか。
- 委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 作田哲也君 ゆうからその部分をお借りして事業を実施していくということになります。
- 委員長 水島美喜子君 小黒委員。
- 小黒 弘委員 じゃあ、子育て支援センターというのは幼児プレイルームだけという解釈でいいんですね。
- 委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 作田哲也君 子育て支援センターの事業の実施場所としましては、現在でいいますと幼児プレイルーム、児童プレイルーム、図書兼交流室、それからミーティングルームにおいては支援センターの事務室とする予定としております。
- 委員長 水島美喜子君 小黒委員。
- 小黒 弘委員 図面もないから、僕は頭の中でイメージができていますけれども、まずは地域交流センターの管理部分と子育て支援センターの管理部分がよく分からないんです。最終的な責任はどこが持つようになるのかということなんですけれども、それともう一つは児童開放みたいなのがあって、小学生ぐらいまではそこで遊べるようになっていきますよね。こちらは先ほどゆうのボランティアの方が子供たちを見るみたいな話があったんですけど、こちらは子育て支援センターの事業ではないということですか。
- 委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 作田哲也君 児童に開放する部分においても子育て支援センターの事業となります。ただ、ゆうのボランティアさんと連携を図って、ゆうのボランティアさんの見守りの中で児童開放事業を実施していくということになります。
- 委員長 水島美喜子君 小黒委員。
- 小黒 弘委員 ゆうが今まで指定管理として全館を、理事会もきちんとあってやってきたんです。だから、すごく分かりやすかったんですけど、今度は2階部分が子育て支援センターとしてありつつ、ゆうの関わりもありつつという感じを今思えるんですけど、もし何かあったときですよ、最終的な責任はどこが取ることになるんですか。
- 委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 作田哲也君 日常的な子育て支援事業において何かがあった場合につ

いては、子育て支援センターの事業で何かがあった場合においては子育て支援センターの管轄となります。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 じゃあ、小学生が遊びに来て、一応どこかで許可を取らないと遊べないのかもしれないんですけども、子供たちはどこに許可を取ると遊べることになるんですか。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 これまでと同様に許可というか申出という形で、入り口のところに名簿を置いて、名前を書いていただいて入っていただくと。ただ、そこにはボランティアさんがいますので、ボランティアさんがいる日は遊べるよという形を取る予定としております。

○委員長 水島美喜子君 小黒委員。

○小黒 弘委員 先ほども言ったとおりで、誰でも出入りできるゆうの性格と、先ほどの誰でも保育、そこも兼業するということになるわけでしょう。その中で、全く孤立した施設じゃないところでやるということの危なさなんです。最終的には、2階部分で本当に何かあったときには、市がしっかりと責任を持つということでもいいのかどうか確認をさせていただきます。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 2階の部分において、子育て支援センターの事業において何かがあった場合については市の管轄となるところでございます。

○委員長 水島美喜子君 ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時59分

○委員長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

他にご発言ありませんでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤俊喜委員 今の子育て支援センターの関係なんですけれども、2階が全部子育て支援センターになるということなんですけれども、この中身の7ページ目の新旧対照表のところなんですけど、ちょっと質問がとんちんかんだったら大変申し訳ないんですけども、7ページの下のところでは現行と改正後ということで、改正後のところに交流センターには大ホール、ミニホール、控室等々あると書いていまして、改正後、8ページ目のところには多目的ルーム、プレイルームとなっています。ここの部分が子育て支援センターと書いたらすごく分かりやすいなと思ったんですけども、そうならないというのはどういう理由なんですか。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 建物としての管理はあくまでも地域交流センターゆうということになりますので、子育て支援センターはあくまでもその場を借りて事業を行うという位置づけになりますので、名称的にもこの室名で提案をさせていただいているところでございます。

○委員長 水島美喜子君 伊藤委員。

○伊藤俊喜委員 この多目的ルーム、プレイルームという場所で子育て支援センターをやることになるということではいいんですか。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 多目的ルーム、プレイルームを含め図書兼交流室、ここもいわゆる現在でいう2階の子どもゾーンになります。図書兼交流室はそのまま名称は変わりませんので、アンダーラインは付してはおりませんが、2階の部分全体が子育て支援センターの事業として利用させていただくということになります。

○委員長 水島美喜子君 伊藤委員。

○伊藤俊喜委員 では、この状態の改正後の内容の部屋があって、2階が全部子育て支援センターということになりますけれども、そこに子育て支援センターという看板というのはつけられるということになるのでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 皆さんから分かりやすい形での何らかの看板は取り付けることを予定しております。

○委員長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。議案第7号 令和8年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

58ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんでしょうか。

山下委員。

○山下克己委員 私から、まずは67ページ、5目の財産管理費なんですけれども、旧石山中学校の解体工事費、こちら歳入を見ると9割が起債ということなんですけれども、今後の解体工事のスケジュールや、建物だけなのか、いろいろ周辺の附属する施設等も全てきれいにするのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 旧石山中学校の解体工事、まずスケジュール感ですけれども、予算が議決されましたら4月に入りましたら速やかに入札を予定しております。金額的に入札の後は仮契約という形になって、議会の議決を得る契約になると思いますので、議会の議決をもらい次第本契約に移って、解体工事に移るということで予定しております。工事の期間については年度いっぱい、令和9年3月末を工期として予定しております。

そして、解体工事の内容ということなんですけれども、今敷地に建っている構造物、校舎、体育館、またバックネットとか、クラブハウスとか、そういったものもありますので、全て解体をして更地にするということで考えております。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 更地といっても今校舎が建っているところは一段高くなっていて、しかもちょっと山になっているかと思うんですけれども、当然グラウンドと同じレベルということはないと、グラウンドはグラウンドで更地で、上の部分は広く使える形の更地という状況を考えているのでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 土地の形状は特に変えることはありませんので、建っている上物を除去するという考え方となります。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 これは今後を見据えて何か計画的に行うということではなく、取りあえずは更地にしようという感じなんですか。

○委員長 水島美喜子君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 この旧石山中学校の取扱いについては、今の校舎等の建物があるままの状態です。まず利活用できるかどうかというのをこれまで検討してきたと。そういった中、特に利活用のめどが立たないということでしたので、この公共施設の除去を行う事業、先ほど委員さんも触れていただきましたけれども、公共施設等適正管理推進事業債という起債がございまして、事業費の90%に充てられる、そして交付税措置が50%あるという有利な起債があります。ただこの有利な起債が令和8年度までの時限的なものですから、この有利な起債があるうちに更地にしよう、更地になった状態で今後の利活用についてはまた継続しながら検討していくということになります。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 解体となるとかなりの大がかりなものになるかと思うんですけども、近隣住民等への対応等、何か考えている部分はありますでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 工事を発注する業者の対応となると思いますけれども、通常の公共工事と同様に近隣への周知というか、気配りといいますか、そういった部分は対応していくこととなると思います。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 多少離れている方は多いんですけども、結構近くに住んでいる方もいらっしゃるなので、そういう方の迷惑にならない形で進めていただければと思います。

また、工事に入る前に市民に対する何らかの周知等を行う予定はあるのかお伺いしたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 委員さんおっしゃられているとおり、大規模な解体工事ということで、周辺住民の方、突然これが始まると大変驚かれるということになると思いますので、広報、ホームページ等で解体が決まりましたら予定等について周知を考えていきたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 石山中学校に私も関わっていたものですから、ある日突然なくなったら寂しいなという思いもあるので、周知等もしっかりしていただいて、あと中にあるものの処分はある程度進んでいるということなんでしょうか。外から見ると窓にいろいろなものが貼り付いたままで、閉校したときの状態がそのまま残っているんですけども、中のものの状態についてはどのような形になるのでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 学校再編課長。

○学校再編課長 篠崎 強君 石山中学校の中に置かれているもの、ちょっと経過をご説明させていただきたいと思いますが、令和5年度に石山中学校と砂川中学校が統合されたときに石山中学校で使っていたものはほかの学校に移しましょう、特に生徒が砂川中学校に移りますので、生徒が使っていたものは机、椅子をはじめ大半は移しています。逆に砂川中学校で使っていたのもう使えないものとか古くなったもの、壊れたものなどを石山中学校に戻したりしています。大半のものはもうなくなってしまっているんですけども、それでもまだ使えるものもありましたので、今度は小学校に、5校に声かけをして、何かもし使えるものがあれば持って行ってくださいということをして、それで引き取ってもらったものもあります。そうやって、もうほぼ今残されているものは古いもの、壊れたもの、ごみということになっておりますので、大がかりに何か移転しようとか、そういうことは考えておりませんで、中にはほんの僅かにこれはちょっと使えそうかなというものがありますので、そういうものは工事の前に少し動かしたりしたいなと思っている、

それぐらいの程度です。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 ありがとうございます。この件については以上ということにさせていただきます。

次に、79ページの11目情報化推進費の地域活性化起業人派遣負担金なんですけれども、こちらの詳細についてお聞きしたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 DX推進課長。

○DX推進課長 渡部秀樹君 地域活性化起業人派遣負担金ですけれども、こちらは総務省の事業となっております、自治体が3大都市圏等の大都市にあります大きな企業の社員を一定期間受け入れまして、企業のノウハウですとか知見を生かしながら地域の活性化に、例えばデジタルを実装するですとか、そういった地域の活性化につなげる事業となっております、この事業につきましては全額特別交付税措置となっておりますので、自治体の負担は基本にございません。この地域活性化起業人につきましては種類が2種類ありまして、自治体と企業が協定を締結して企業の社員に来てもらうパターンと自治体と社員または退職した個人が契約を締結する方式の2種類があるんですけれども、8年度につきましては前者の自治体と企業が協定を締結する方法を活用する予定となっております。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 制度的なことは今ご説明いただいたんですけれども、砂川でこの制度をどのような形で活用するのかということで、現段階で考えている部分についてお伺いしたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 DX推進課長。

○DX推進課長 渡部秀樹君 現在砂川市としては多くの地域課題を抱えているんですけれども、そこにデジタルですとかDXの力を活用できるかというところで、一例ですけれども、今協定を締結しようとする企業さんというのは、いわゆるMaaSと呼ばれる、地域の移動手段をサービスとする仕組みのことをMaaSといいますけれども、そちらに強い企業でありまして、例えば地域公共交通の部分でデジタルのアプリを使って申込みを可能とするですとか、今後スクールバスの日中の利活用についてといった部分でその社員の方にいろいろノウハウ等を伺いながら、どう生かしていけるかというところを検討していく予定となっております。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 この予算が通って、決まった場合にどのようなスケジュールでこの事業を進めようとしているのかお伺いします。

○委員長 水島美喜子君 DX推進課長。

○DX推進課長 渡部秀樹君 こちらの制度、最大3年間となっておりますので、8年度、9年度、10年度まで活用できるんですけれども、今のところ予定としましては8年度、

9年度の2か年でこちらを活用しようとしておりますけれども、その中で使えるシステムがありましたらその都度予算計上していくということを今考えております。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 ちょっと制度の詳しいところは分からない状態でお話をするので、そういうものをつくっていただくというイメージで、それができたら市として採用して、それを予算化してさらに使っていくというイメージでよろしいのでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 DX推進課長。

○DX推進課長 渡部秀樹君 今のところはその予定でいます。まず、8年度は検討というところで特に予算化としてはこの負担金の予算しか上げていませんけれども、9年度以降にそういうもしデジタル的なシステムですとか、そういったものを実装する展開となってきましたら予算計上する可能性はあるというところです。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 今この制度を活用しているという事例がいろいろ出てきているので、ぜひうまく使って市に役立つ形になればいいなと思いますので、その辺を要望して終わりたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 沢田委員。

○沢田広志委員 10目市民生活推進費の中の77ページ、南地区コミュニティセンターの管理に要する経費ということで、その中で暖房設備改修工事費821万7,000円ということで今回提案をされておりますので、たしか提案説明でもされていたかと思うんですが、ボイラーの関係だったのかなと思うんですが、この辺をもう少し具体的に改修工事についてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 南地区コミュニティセンターの暖房設備の改修、今委員がおっしゃられたとおり、まずコミュニティセンターの暖房用ボイラー3台、こちらを更新する、それからボイラー室内の配管を更新するということで8年度は予定をしております。併設しておりますひまわり保育園も別途予算が上がっておりますけれども、そちらも暖房用ボイラー、それから配管を改修するというので、この工事は同時にやるという想定でございます。

○委員長 水島美喜子君 沢田委員。

○沢田広志委員 内容的には分かりました。ボイラー室は、南コミセンの玄関入り口から入って正面のちょっと右手に、たしか今言われたようにひまわり保育園のボイラーもその部屋の中にあるのかなと、3台のボイラーということで、基本的には長い間使った経年劣化ということなのかと思うんですが、この工事の関係、スケジュール的なものはどういう形なのか聞かせていただきたいと思うんですが。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 予算が議決されましたら、年度が替わりましたら入札を行いまして、基本的には当然冬を迎える、暖房を使う時期までにはまずボイラーの更新を終えてという動きになろうかと思っております。

○委員長 水島美喜子君 沢田委員。

○沢田広志委員 ボイラー3台の交換ということで、冬前までには完了するというのですが、そもそも南コミセン自体は水曜日の定休日、祝日以外は会館としての利用をしているわけですが、特に最初に話をしたように正面玄関入り口からちょっと右手の奥になる、奥といってもほとんど玄関入り口みたいなどころがあると思うので、そうすると工事に当たって会館利用も含めたり、また会館を運営する運営委員会さんに対しても何かの影響とかがあるかと思うんですが、この辺の対応も含めてどのように考えられているのか聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 コミュニティセンターの運営上、工事が何らかの支障となる部分はやはり少しは出てくるとは思いますけれども、最大限支障が起きないように指定管理者の方などと、それから業者、それから施行する私どもを含めまして打合せをしながら、なるべく影響が少なくなるように工事のスケジュール、それから進め方などを整理しながらやっていくということになろうかと思っております。

○委員長 水島美喜子君 沢田委員。

○沢田広志委員 運営する側の指定管理者の団体に対してもいろいろ説明をしながらということではありますが、南コミセンは会館としての利用ですから、定期的に使われている団体もあります。そうすると、きちんとしたスケジュールを持って事前に、強いて言ったら2か月も3か月も前から伝えていかなければ、定期に使っている団体の使用者もおりますので、その辺はきちんとやっていただかなければいけないとは思いますが、要は入札が終わってからの工事でもありますけれども、この辺は業者の工程も含めてきちんとしたこととやっていただきたいと思うんですが、この辺の考え方はどうなんでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 今ご指摘のあった部分については最大限配慮をさせていただきながら、工事、スケジュール関係も含めて進めてまいりたいと思っております。

○委員長 水島美喜子君 沢田委員。

○沢田広志委員 分かりました。しっかりやっていただきたいと思うんですが、それでちょっと遑ってしまうかもしれないんですが、ボイラー3台ということで、あそこに設置されているボイラーはどちらかというところと小型というのか、そんなに大きくはないんですけども、3つ並んでいるんですね。基本的には今回の改修もそれと同等の規模のボイラー、要は大きさも含めて同等の規模のものを交換すると受け止めておいていいんでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 ボイラーの能力につきましては現状使っている、当然施設を暖房しなければならないというところであれば基本的には同等の能力を持ったものに置き換えるということで結構でございます。

○委員長 水島美喜子君 沢田委員。

○沢田広志委員 その辺はしっかりやっていただきたいなと思います。

それと、過去の南コミセンが開館したときも、そのボイラーはまだちょっと新しかった部分もあるんですが、設置をした業者でなくて、要は設置した業者がその後いなくなったのか、業者としてなくなったのか、その後設置していない業者が保守点検といった経緯があったんです。やはりもともと設置した業者でないところが保守点検となるとちょっとやりづらい部分があった経緯はあったんですが、今回これは改修工事でボイラーが替わりますけれども、今後設置した後の保守点検等を含めてこれは従前どおりというのか、今まで以上にきちんとした形でやっていただけるかどうか、この辺の考え方はどうなんでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 設置をした暖房設備ボイラー、やはり少しでも長くしっかりと稼働していけるようにということであれば保守点検、それに伴う整備などもしっかりとやっていく必要があると思います。そういう部分については、この点も最低限配慮しながら対応していくということになるかと思っております。

○委員長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、82ページ、第2項徴税费について質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、84ページ、第3項戸籍住民基本台帳費について質疑ありませんでしょうか。

山下委員。

○山下克己委員 私からは1目戸籍住民基本台帳費に要する経費の備品購入費、窓口の自動レジの導入ということなんですけれども、他の市町村でも結構今は自動レジが増えているのかなとは思いますが、導入に当たっての何か理由等があればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 戸籍年金係のレジ関係の更新ということでございますけれども、一番最初にキャッシュレス用の端末の耐用年数というか保守期限を迎えるという中で、少なくともキャッシュレス端末の更新が必要だったんですけれども、これに併せて現状使っているのがレジと、それからキャッシュレス端末、キャッシュレスをご利用のお客様に対してはレジでの入力作業、それからキャッシュレス端末にも金額の入力をして処理を行うという二重の手間がかかって、少し時間もかかるというところで事務の効率も悪か

ったところでございます。このレジを導入しますと連携した形で処理時間も早く、またそれに自動釣銭機なども連動させることによってお客様に対してのサービスも向上するし、また事務の金額の整理だとか、それから集計等でも事務効率の向上が図られるという中で導入を行っていくという判断をしたところでございます。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 これは戸籍、住民票の窓口における対応だけということで、ほかでそういう料金が発生するものとかには対応は無理なものなのでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 今戸籍年金係の窓口で対応している証明書の発行手数料等の取扱いの部分のみの対応ということになります。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 先ほど事務の効率化ということで導入ということになったんだということではございますけれども、この後例えば料金が変わった場合のレジの何か変更とか、メンテナンスとか、そういう料金というのは結構今後想定されるのかお伺いいたします。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 取り扱っております手数料関係の変更があった際などもレジの設定などはこちらでマニュアルなどを見ながら比較的簡単にできるということでございますので、現状のレジについては業者さんに来ていただいて設定変更なども必要だったんですけども、その点は効率化というか、費用がかからない形で対応できるのかなと思っております。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 ちなみに、釣銭とか、就業時の対応とか、そういう部分でもかなり事務の効率化とかにつながっているのかお伺いいたします。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 現状は業務が終了後、レジの中に入っているお金の金額を確認してというところで比較的大きな手間がかかりますけれども、自動釣銭機を導入いたしますと中に入っている現金はしっかりと分かると、即座に分かる形になりますので、その点は非常に大きな効率化になるのかなと考えております。

○委員長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、86ページ、第4項選挙費について質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第5項統計調査費について質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、88ページ、第6項監査委員費について質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんでしょうか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、質問したいと思います。

97ページ、南吉野老人憩の家建替事業についてでありますけれども、このスケジュールについて今上がっているものがあれば伺います。

○委員長 水島美喜子君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 斉藤亜希子君 南吉野老人憩の家建替事業のスケジュールについてですけれども、4月から6月まで既存の施設の解体工事を進めまして、解体工事終了後、外構も含めた建設工事に取りかかりまして、令和8年度末の完成を予定として進めてまいりたいと思っております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 ということになりますと、8年度末ということは冬期間を越すということなのかなと思うわけなんですけれども、そういった冬期間の工事については、冬期間までにここまで終わらせるとか、そういうことはあるんでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 斉藤亜希子君 できるだけ外構工事とかは雪が降る前に終わらすようにしたいということでお話はしております。あとは工事の進捗状況を見てという形で対応していきたいと考えております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 備品購入についてなんですけれども、どういったものを購入するんでしょうか。また、解体するとき前に使っていたもので使えるものとかはあるんでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 斉藤亜希子君 備品購入費につきましては、大会議室と中会議室を設ける予定でありますので、そこで使う机と椅子、あとその椅子を収納するときの台車と、あと給湯室で使う冷蔵庫の購入を予定しております。

あと、既存のもので新しい施設でも使うものにつきましては、施設の備品としましてはサーキュレーター2台、コロナ禍のときに購入したものがありますので、それは引き続き使おうと思っております。あとは各指定管理している町内会さんが10町内あるんですけども、とか老人クラブ等の備品、テレビ等とか、カラオケの機器とか、除雪道具とかというのがありますので、新しい施設でも使えるものは、各団体で使いたいというものは引き続き使う予定であります。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 サーキュレーターというお話がありましたけれども、建て替えるときに冷暖房完備という解釈でよかったんでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 斉藤亜希子君 委員さんおっしゃるとおり、冷暖房は完備する予定です。

○委員長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、100ページ、第2項児童福祉費について質疑ありませんでしょうか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、児童福祉費について質問したいと思います。

107ページ、学童保育事業に要する経費ということで補助指導員報酬、指導員報酬ということで人数的なことが計上されておりますけれども、学童は教室を見ると何部屋かあったかと思うんですけれども、どのような振り分けになっていくんでしょうか、どのような体制でこの人数で行っていく予定なんですか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 学童保育の指導員の配置といいますか、体制についてということですが、まず砂川学園の砂川学童保育所につきましては指導員としての任用としては専任指導員が3人、それから補助指導員が14人の計17人、空知太学童保育所が専任指導員が1人、補助指導員が4人の計5人となります。この中でシフトの調整を図りながら、日常的な指導体制といたしましては砂川学童が専任指導員が3人の補助指導員が10人で計13人体制で保育を行うと、空知太学童保育所につきましては専任指導員が1人の補助指導員が3人の計4人体制で学童保育を行ってまいります。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 指導員報酬ということで計上されておりますけれども、砂川市の場合資格の有無の定めがあまりなかった気がするんですけれども、資格によって報酬が変わったりとか、そういったことはあるんでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 資格によっての報酬の違いというものはございません。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 やはり子供さんと一緒に放課後、1年生といたら小さいですね。そういったところで資格というのは本当に重要なことでもあります。そして、資格を持っている方が活用しやすいように、やはりそういった部分で資格手当みたいなものは今後考えていっていただきたいと思います。

続きますはその下のキャッシュレス決済の手数料というところで計上されておりますけれども、内容について伺いたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 キャッシュレス決済の内容といたしましては、納付書で使用料を支払う場合、例えば学童保育の関係でいいますと短期利用者の使用料ですとか、

あと延長保育に係る使用料になりますけれども、こちらの料金をキャッシュレス決済で支払うことが可能となり、施設や通知書等に掲載をするQRコードをスマートフォンで読み込むことにより支払い画面より支払いが可能となるため、自宅にいながらにして支払いができると、利用者の利便性向上にもつながるものと考えております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 決済ではどういったものが使えるのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 キャッシュレス決済の決済方法といたしましては、クレジットカードですとか、あとはQRコード決済となります。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 ほかにも同じようにキャッシュレス決済手数料というところで子育て関係で計上されている部分がありますけれども、同様に内容についてはどのような形になるのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 ほかのものにつきましても同様に、これまで納付書ですとか現金を取り扱う形で支払われていたものがスマートフォンを介することによってキャッシュレス決済になるというものでございます。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 学童保育については保育料も存在するかと思うんですけども、保育料については対象ではないという理解でよかったですでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 通年で利用されております方については現在口座引き落としという形で対応させていただいておりますので、できないことはないんですけども、基本的には月額で決まっているものについては引き続き口座引き落としで対応させていただきたいと考えております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 続きまして、113ページ、保育所の運営管理に要する経費というところで補助保育士等の報酬というところで52人と計上されておりますけれども、この方々はどうのように配置し、52人となっているのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 52人の補助保育士の配置の関係でございまして、3つの保育所でそれぞれ早番、遅番、それから週休の代替といった部分がございまして、そういった部分について対応していただく形で配置されているところで。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 先ほど職員採用の件で保育士が増員になったという話を聞きました。そ

ここで、正規職員が増えるということは非常に大きなことだと思います。全体に対して52人という人数は非常にバランス的に多い。やはり正規職員の方がある程度責任を持ってやっていたかしないと保護者の方も安心できないわけなんです。そういったところで担任というのはどういった形になっているんでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 基本的に担任の業務につきましては正職員、それから会計年度さんでも月給職の方に対応していただいております、こちらの予算に計上しております補助保育士の方についてはその補助、サポートをしていただくという形で業務を担っていただいております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 補助ということは事務業務など、月案・週案など、前に公立の園に私がいたときにはそういった部分を担当することによって少し給料が上がったりとか、そういうシステムがあったりもしたんですけれども、そういうことはないという理解でよかったんでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 月案なり週案なりといった部分については担任の先生に担っていただいております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 担任ということになりますとゼロ歳児、1歳児、2歳児については数名の担任ということになりますけれども、その担任についても全員が正規職員という理解でよかったんでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 ほぼ正職員です。一部月給職の会計年度任用職員が対応している部分もございます。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 先ほども正規職員の増員というお話もありました。各地でやはり正規職員の保育士さんが少ないという問題が、会計年度任用職員さんの採用、募集が整わないという先ほどのお話もありました。ぜひ正規職員の方を一人でも多く増やしていただいて、子供の安心、安全につなげていただきたいと思います。

そして、111ページに戻ってしまうんですが、子育て支援センター移転に要する経費というところで、どういったところを直すのかについて先ほども多少話がありましたけれども、内容について伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 子育て支援センター移転に要する経費の移転改修工事費の関係だと思いますけれども、移転改修工事費につきましては、基本的に収納スペースが

あまりないといったことから、収納スペース、棚の設置ですとか、あとは掲示板の取付け、それから外物置の設置、それから子供用の手洗いの部分を少しつける形になりますので、給排水の関係も予定しているところがございます。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 先ほどからの他の委員からの質問等にもありましたが、皆さん心配されているところでもありますけれども、最初直すわけですけれども、今後使ってみてここをこうしたほうがいい、不具合があるということがあればその都度考えていくという理解でよかったですでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 運営に支障がある場合においては必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 とにかく初めてのことでですので、何があるかやはり使ってみないと分からないことですので、その都度働いている方に要望を聞いて進めていっていただきたいと思います。

この中に備品購入費とありますけれども、備品購入費についてはどのようなものを購入するのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 備品購入費の主なものにつきましては、今の児童プレイルームなりの床の部分なんですけれども、そこにマットを、ジョイントマットとって組み合わせるマットなんですけれども、マットを購入して、全面ではないんですけれども、ある程度敷く形を想定しておりますし、また事務室としてミーティングルームも活用することになりますので、例えば職員用のロッカーですとか、そういったものも用意をしていくことで想定しております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 ひまわり保育園暖房工事、さくら保育園保育室改修工事については備品購入と計上されておりますけれども、こういったものを購入されるのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 高田委員、何ページでしょうか。

○高田浩子委員 115ページです。115ページの工事請負費の部分の今後の予定が先だね。備品購入費は次に聞きます。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 ひまわり保育園の暖房設備改修工事につきましては、ボイラーです。暖房用のボイラー4台になります。ボイラー本体が経年劣化によって更新時期を迎えておりますので、暖房機本体を4台更新をする工事となります。

続いて、さくら保育園の保育室改修工事につきましては、子育て支援センターが移転した後の部分について保育室として活用するために子供用のトイレの設置ですとか、あとは一部棚を設置するといった工事となっております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 続いて、備品購入費についてですけれども、どのようなものを購入するのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 備品購入費については、経常的な備品のほか、さくら保育園の拡充部分として、例えばテーブルですとか、椅子ですとか、そういった保育に必要な部分の備品を購入する予定となっております。

○委員長 水島美喜子君 ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時59分

○委員長 水島美喜子君 休憩中の委員会を再開いたします。

他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、116ページ、第3項生活保護費について質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、118ページ、第4項災害救助費について質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費について質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、126ページ、第2項清掃費について質疑ありませんでしょうか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、清掃費について質問したいと思います。

129ページ、浸出水処理施設長寿命化工事、浸出水処理施設屋根改修工事、雨水排水管敷設工事についてなんですけれども、詳細について伺います。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 ごみ処理場の改修というところがございます。浸出水処理施設長寿命化工事ですけれども、こちらは埋立地から出てきます浸出水の処理、こちらの能力を維持、継続できるように長寿命化を図るところでございます。今年度は浸出水を受け入れる一部の層の防水補強塗装、それから原水ピット内のポンプの更新、配管の改良、配管のヒーターの更新、施設内の汚泥を引き抜くためのポンプの更新、混和槽、凝集所攪拌機、混ぜる機械なんですけれども、こちらの更新、それから中央制御盤のスイッチの更新ということで、まず長寿命化工事の内容となります。

続いて、施設の屋根の改修工事ですが、こちら汚水処理施設が格納されております処理棟の屋根がどうしても薬品を内部で使うということから屋根の状態が比較的早く悪くなるということで、この劣化を抑えるために屋根の塗装工事を行おうというものでございます。

続きまして、雨水排水管の敷設工事ということでございますけれども、埋立地表層を流れる雨水、こちらをごみを埋立している地層よりも上のところで受け止めまして、その水を流していくという配管がございます。こちらが経年劣化によって悪い状態になっておりますので、こちらを50メートルほどの区間ですが、少しずつ改修を行っております。今回も50メートルほどの配管を改修いたしまして雨水の流れ、受け止めをよくして、浸出水となって処理に回さなければならない手前で、雨水のきれいな状態で排水を行うというために更新を行うものでございます。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 3つの工事についてのお話がありました。今後どのようなスケジュールで工事を行っていくのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 こちらの予算が議決されましたら、当然年度内の工事ですけれども、どうしても雨の多い時期は処理水、進出水として受け止めなければならない、処理しなければならない水が多くなります。その状況では長寿命化工事とする部分の工事ができないというか、処理に影響が出ますので、水が少なくなる冬期間、12月ぐらい、雪が降ってからの時期で年度末までにこの長寿命化の工事は一気にやっていくという想定でございます。その他の工事につきましては年度明け、随時工事を進めていくという想定でございます。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 雪が降ってからの工事のほうが雨が多い時期よりもやりやすいという理解でよかったのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 委員おっしゃるとおり、水の量が多いとどうしても処理施設を止めなければならないというタイミングが出てきます。こちらのことを考えますと、雨の多い時期、この時期は除外して工事をやらなければなりませんので、基本的には雪が降ってから、寒い時期での対応ということを予定しております。

○委員長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、130ページ、第5款労働費、第1項労働諸費について質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第6款農林費、第1項農業費について質疑ありませんでしょうか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、農業費について質問したいと思います。

まず、135ページ、ブランド米販路拡大支援補助金ということで計上されておりますけれども、詳細について伺いたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 ブランド米販路拡大支援補助金につきましては、JA新すながわ特別栽培米生産組合とゆめぴりか生産協議会合同で道外の産地を視察することと、また道外のこだわりを持ってお米を販売している米穀店を訪問することでJA新すながわ産のブランド米の販路拡大とブランド力向上に取り組んでいますことから、参加する市内農業者の航空運賃、宿泊費などについてJAを通して支援をしていきたいと考えているところであります。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 ただいま若干話はあったかなと思うんですけれども、今回補助、支援ということですが、至った経緯についてももう少し詳しく話をしていただけませんか。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 この間農協さんの傘下である先ほどお話をしましたJA新すながわ特別栽培米生産組合とゆめぴりか生産協議会、こちらがこれまで道外に視察、あと販売を強化する意味で米穀店を訪問してきたということはあるんですけれども、そちらについて両団体から、市内のブランド米を生産している農業者さんがPRするに当たって1人分支援していただけないだろうかという要望がありましたので、市としてブランド米向上というか、販路拡大の意味も含めて支援をしていきたいと考えているところです。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 分かりました。

そして、鳥獣被害対策に要する経費の対策員の報酬というところで、先ほど条例でも質問させていただいたんですけれども、詳細についてまず伺います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 鳥獣被害対策実施隊員の報酬につきましては、こちらはこのたび砂川市の特別職の職員で非常勤のもの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を提案させていただいております。鳥獣被害対策実施隊員の報酬における出勤ですとか、あと駆除の加給金を見直すことを提案させていただいております。そのことも踏まえまして、また昨年の出勤回数、あと緊急銃猟も想定した上でこの予算額を提案させていただいているところです。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 先ほどの条例でもありましたけれども、1日単位ではなく回数によってという話もありました。それで、昨年の回数から積算して駆除の回数等を考えてこの予算

計上をしたという理解でよかったのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 議会でも言いましたけれども、本当に命をかけて行っていることで去年は大変なご苦勞をされたかと思います。そういったところでの増額というところは本当に評価できることだと思います。

続きまして、下の備品購入費についてなんですけれども、詳細について伺います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 鳥獣被害対策に要する経費の備品購入費の詳細についてとのごことでございます。まず、ヒグマ捕獲用の箱わなを2基製作したいと考えております。また、ヒグマの嫌がる音波を発する忌避装置のバッテリーを5台更新したいと考えているところです。また、監視用ドローンを操縦する際に太陽光が反射してまぶしいですとか、雨の日にドローンを動かすときもありましたので、そのためにテントを購入したいと考えているところであります。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 箱わなについてなんですけれども、2基というお話がありました。箱わなが壊れやすいという話も、毎回壊れるという話も聞きますけれども、そういったところで今まで使っている箱わなについて何らかの支障があって購入するのでしょうか、それも全部使用しながら今回新しいものも使うのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 箱わなは現在5基ありまして、昨年につきましては5基をフル活用しておりました。ヒグマが捕獲されれば箱わなの中で暴れますので、箱わなのワイヤなどは壊されるんですけれども、その都度修理しておりまして、箱わな自体が壊されるというわけではありません。市街地への出没を抑制するために2基増やしまして7基とすることで出没する個体数を減らしていきたいと考えております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 それでは、139ページの地方創生臨時交付金事業、事業者支援分に要する経費の施設園芸高温対策支援補助金の詳細について伺います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 施設園芸高温対策支援補助金の詳細についてとのご質問でございます。近年の夏季の高温によりまして施設園芸、特にトマト、ミニトマト、キュウリにおいて高温による生育障害によって収量の減少ですとか、あと品質低下が発生しております。そのほかにハウス内での作業に関しまして安全確保の観点から、暑熱対策のために遮光ですとか遮熱効果のある被覆資材を導入していただいた場合、支援を行いたいと考えて

いるところです。具体的には施設園芸のハウスにかける被覆資材、そちらの導入経費2分の1、上限額100万円を内容としては考えているところです。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 申請方法や周知方法についてはどのような形になるのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 申請や周知につきましてはJA新すながわさんと連携をしまして、トマト、ミニトマト、キュウリのそれぞれの生産部会を通しまして施設園芸をやられている農業者さん全員にしっかりお伝えして、申請を促していきたいと考えているところでもあります。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 同じく139ページなんですけれども、地籍調査に要する経費とありますけれども、どの地区からどのような内容で始めるのかについて伺います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 地籍調査、どの地区からどのような作業内容でというご質問かと思えます。まず、地区につきましては空知太地区と考えています。国道より西側の条丁名がつかない空知太地区、西側の空知太地区の農地を実施したいと考えているところです。作業内容なんですけれども、まずおよそ500メートル間隔で地籍図根三角点というものを設置する測量、それと調査図の素図というのを作るために現地確認、現地調査を行う一筆地調査というのを行います。また、500メートルから細かくなりまして50メートル間隔で細部図根点という測量というのを行いまして筆界案を作成していくという作業内容と考えているところです。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 時期的にはいつまでに終了するという事を見込んでいるのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 農地ですので、農家さんの作業もあると思えます。雪が降る前までに調査等現地に入るものについては農家さんとの調整を行いながら行っていきますし、ただ資料等収集ですとか、団体との調整ですとか、そういうものもありますので、それは年度内に終わらせたいと考えているところです。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 年度内というお話でしたけれども、それで本当に終わるのでしょうか。その後の終わらなかった場合はどのような形になるのでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 今年度の作業については今年度で終わらせる予定なんですけれ

ども、この空知太西地区につきましては令和11年までの4年間で完了させたいと思っております。

○委員長 水島美喜子君 高田委員。

○高田浩子委員 空知太地区についてはというお話でしたけれども、その後も別の地区で行われるということなんでしょうか、伺います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 今回の地籍調査の大きな目的は将来の農地基盤整備につなげたいとのことでありまして、今回の地域を開始いたしまして、今後とも地域の了解が必要になってくるんですけれども、今回の地域に近い一団の農地について順次行っていきたいと考えているところです。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 私から2目の農業振興費の137ページなんですけれども、一の沢駐輪場の管理に要する経費なんですけど、こちら非常に熊が近くまで出没している状況かなと思うんですけれども、こちらは例年開設期間はどのぐらいで、昨年熊によって閉めている期間とか、そういうものもあったのか、もし分かればお聞きしたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 一の沢駐輪場に関するご質問です。一の沢の駐輪場に関しましては、5月1日から9月30日まで例年開設をさせていただいております。維持管理については一の沢町内会さんをお願いしております。まさに昨年近くの農場で熊が出没する機会が多かったので、町内会さんと協議をしながら利用するのに注意をしていただきたいというポスターを貼ったり、使えないようにしたり、そのような対応は一の沢町内会さんと連携して対応したところであります。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 そんなに私も行くわけではないんですけれども、過去にはあそこに自転車で来ている人を見たなと思うんですけれども、ここ数年はほとんど、熊の問題もあってか自転車であそこに来ている人はほとんど記憶にないんですけれども、そういう実績というか、ここを利用されている方というのは農政課では把握していますでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 昨年につきましては、やはり終始ずっと熊が出没していたということで、農政課として、我々としても自転車が置いてあるですとか、車が休憩しているという姿はあまり見かけなかったですけれども、例年はお昼どきに休憩している車が見られているとか、サイクリングで、自転車で何台か止まっているとかという光景は確認しております。

また、先ほどちょっと答弁し忘れていたんですけれども、夜間につきましては利用できないということで、朝8時から5時までを町内会さんに開放してもらっているということ

になっております。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 通常のトイレを掃除したりとか、そういうことは可能なんでしょうけれども、なかなか全体、地域の熊の状況とかいろいろなことを見ながら管理するのも市としても町内としても大変なのかなと思うので、その辺を含めてしっかり気をつけながら管理いただければなと思います。

次に、139ページ、高田委員からもありましたけれども、地方創生臨時交付金を使った施設園芸高温対策なんですけれども、こちら一度そういうので対策を行った場合に耐用年数というか、どのぐらい使えるというか、その状態で問題ないのでしょうか。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 今回支援をさせていただくものなんですけれども、ハウスの上にかける被覆資材になっておりまして、種類もいろいろあるものですから、耐用年数はもう、ちょっと言葉が悪いかもしれないんですけれども、ピンからキリまであるのかなと思うんですけれども、我々が農家さんから聞いている年数については、使い方にもよるんですけれども、5年から10年、10年以上使っているものもあるということは聞いております。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 ちなみに、先ほど2分の1の100万円という上限ということなんですけれども、実際に1棟ハウスをやるとしたらどのぐらいの金額になるのかとか、大体の何か目安的なものというか、100万円の範囲でかなりの農家の方がほとんどのものを対応できるのかというあたりを分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長 水島美喜子君 農政課長。

○農政課長 奥山雅喜君 遮熱シート、こちらは種類にもよるんですけれども、50メートルハウスで10万円以上と聞いています。高価なものはもっと高いものもありますけれども、10万円以上と聞いています。その半分を支援させていただきたいと思っています。

ハウスなんですけれども、市内に270棟ありまして、トマトが29棟、ミニトマトが147棟、残りキュウリ94棟ぐらいになっているんですけれども、種類によってもかける資材というのが若干違っておりまして、トマト、ミニトマトについてはちょっと黒っぽいシートをかぶせるのが効果的であるというのを聞きしていますし、キュウリについては熱というよりも熱を乱反射させるシートのほうが生育にはいいというお話も聞きますので、今委員さんがおっしゃられた被覆資材についての予算的には、毎年農家さんが270棟分全部を更新するわけではありませぬので、それについてはこの予算を立てさせていただく前に施設野菜の農家さんですとかの声を聞きながら制度設計をしているところであります。

○委員長 水島美喜子君 山下委員。

○山下克己委員 私もちよっとだけですけれども、ミニトマトの収穫、あの夏の暑い中のハウスの中でやったことがあるんですけれども、本当に農家の方は大変な状況なので、しっかり制度説明をした上で皆さんに使っていただける形でやっていただければと思います。以上です。

○委員長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、140ページ、第2項林業費について質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第7款商工費の審査は、18日に行います。

◎散会宣告

○委員長 水島美喜子君 本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時25分

委 員 長